

高岡市協働のルールづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民と行政との協働によるまちづくりを目指し、協働についての考え方や進め方についての基本的な方針を検討するため、高岡市協働のルールづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 協働の基本的な考え方に関すること。
- (2) 協働の基盤づくりに関すること。
- (3) 協働の進め方に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、11人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、NPO等市民活動団体関係者及び公募による者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長の指名によるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、生活環境部市民協働課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 1 月23日から施行する。